

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当事項はない

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債権等
 - －償却原価法（定額法） ※該当事項はない
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの
 - －決算日の市場価格等に基づく時価法 ※該当事項はない

(2) 固定資産の減価償却の方法

【有形固定資産（リース資産を除く）】 一定額法によっている。

残存価額について、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1円）まで償却している。

平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却している。

【無形固定資産（リース資産を除く）】 一定額法によっている。

残存価額をゼロとし、取得価額全額を償却対象としている。

【リース資産】

- ・社会福祉法人会計基準に移行前の所有権移転外ファイナンスリース取引
引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を採用している。
- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 ※該当事項はない
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
- ・所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産 ※該当事項はない
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

【退職給付引当金】

当法人は、期末在籍者に係る熊本県退職共済制度における掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると同時に、同額を退職給付引当金に計上している。

【賞与引当金】

当法人は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金として計上している。

【徴収不能引当金】

未収債権のうち徴収不能の可能性があるものを個別に判断し、計上している。
本年度該当はない。

(4) 消費税処理方法

消費税等については税込方式を採用している。なお、簡易課税制度を選択適用している。

3. 重要な会計方針の変更

該当事項なし

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、社会福祉法人熊本県社会福祉協議会の実施する退職共済制度を採用している。併せて、独立行政法人福祉医療機構の実施する退職共済制度にも加入しているが、パワラスホーム拠点区分に関しては、平成18年3月31日までの採用の職員は独立行政法人福祉医療機構の実施する退職共済制度に加入し、平成18年4月1日以降の採用の職員は株式会社あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社が代表事業主を務める確定拠出年金制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する計算書類等は以下の通りになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）

当法人では社会福祉事業のみの実施のため作成していない。

- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表
（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
- (4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ①法人本部拠点区分（社会福祉事業）
 - ②慈愛園子供ホーム拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 児童養護施設 慈愛園子供ホーム
 - イ 子育て短期支援事業 慈愛園子供ホーム
 - ③慈愛園乳児ホーム拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 乳児院 慈愛園乳児ホーム
 - イ 子育て短期支援事業 慈愛園乳児ホーム
 - ウ 病児保育事業 慈愛園乳児ホーム
 - ④慈愛園老人ホーム拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 養護老人ホーム 慈愛園老人ホーム
 - イ 訪問介護事業所 慈愛園老人ホーム訪問介護事業所
 - ⑤慈愛園ケアハウス拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 軽費老人ホーム（ケアハウス） 慈愛園ケアハウス
 - ⑥パウラスホーム拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 介護老人福祉施設 パウラスホーム
 - イ 通所介護事業所 慈愛園デイサービスセンター
 - ウ 在宅介護支援センター 慈愛園パウラスホーム
 - エ 訪問介護事業所 慈愛園パウラスホーム訪問介護事業所
 - オ 短期入所生活介護事業所 慈愛園パウラスホーム短期入所生活介護事業所
 - カ 居宅介護支援事業所 慈愛園パウラスホーム居宅介護支援事業所
 - キ 生活困難者に対する相談支援事業 慈愛園パウラスホーム
 - ⑦熊本ライトハウス拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 障害児入所施設 熊本ライトハウス
 - イ 短期入所事業 熊本ライトハウス
 - ⑧熊本ライトハウスのぞみホーム拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 障害者支援施設（施設入所支援） 熊本ライトハウスのぞみホーム
 - イ 障害者支援施設（生活介護） 熊本ライトハウスのぞみホーム
 - ウ 短期入所事業 熊本ライトハウスのぞみホーム
 - ⑨シオン園拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 児童養護施設 シオン園
 - イ 子育て短期支援事業 シオン園
 - ウ 放課後児童健全育成事業 荒尾中央学童クラブ
 - エ 児童家庭支援センター キッズ・ケア・センター
 - ⑩シオン園保育所拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 保育所 シオン園保育所
 - ⑪愛光幼児園拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 保育所 愛光幼児園
 - ⑫ひかり幼児園拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 保育所 ひかり幼児園

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	157,374,945	0	0	157,374,945
建物	2,081,442,446	0	112,138,276	1,969,304,170
合 計	2,238,817,391	0	112,138,276	2,126,679,115

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

シオン園拠点区分において、SBI子ども希望財団より地域小規模整備補助金として受け入れた2,000,000円のうち、10万円未満の初度設備に対応する国庫補助金等特別積立金1,034,041円を取り崩した。

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地	126,027,604	円
建物	1,639,494,796	円
(登録有形文化財のためパウラス記念館の1円除く)	0	円
計	1,765,522,400	円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	97,152,000	円
※老人ホーム拠点区分借入金	0	円
設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	20,000,000	円
※パウラスホーム拠点区分借入金	0	円
設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	31,410,000	円
※シオン園拠点区分借入金	0	円
設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	66,330,000	円
※シオン園保育所拠点区分借入金	0	円
設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	51,700,000	円
※愛光幼児園拠点区分借入金	0	円
計	266,592,000	円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	3,496,079,308	1,526,775,138	1,969,304,170
建物	24,807,565	23,495,517	1,312,048
構築物	62,862,895	37,854,056	25,008,839
機械及び装置	14,145,669	4,105,496	10,040,173
車輛運搬具	42,694,427	30,557,719	12,136,708
器具及び備品	318,333,968	279,766,929	38,567,039
合 計	3,958,923,832	1,902,554,855	2,056,368,977

1 社会福祉法人 慈愛園

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
該当なし	0	0	0
合計	0	0	0

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
該当なし	0	0	0
合計	0	0	0

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の内容	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
該当なし			0						0		0

13. 重要な偶発債務

該当事項なし

14. 重要な後発事象

該当事項なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について、支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

- ①支払資金の範囲に含まれる前払費用
 当年度末 3,001,992円 前年度末 2,647,975円
- ②長期前払費用からの振替額
 当年度末 1,366,397円 前年度末 1,261,257円
- ③前払費用計上額 (①+②)
 当年度末 4,368,389円 前年度末 3,909,232円